

ID: 119

担当部署: 町民課

処分の概要	延滞金の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町後期高齢者医療に関する条例 第6条第3項		
例 規 番 号	平成20年 条例第5号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(延滞金)</p> <p>第六条</p> <p>3 町長は、保険料の納付義務者が納期限までに保険料を納付しなかったことについて、やむを得ない事由があると認められる場合においては、当該納付義務者の申請により第一項の延滞金を減免することができる。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日